平成23年(2011年)8月26日



# 埼玉県報

第 2 3 1 6 号 平成23年8月26日 金 曜 日

#### 目 次

#### 規則

○ 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則(文化振興課)

#### 告示

- 鳩ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更(みどり再生課)
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更(みどり再生課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 埼玉県立上尾特別支援学校ほか25校で使用する電気に関する落札者の公示(財務課)
- 県道飯能寄居線の区域変更(飯能県土整備事務所)
- 県道熊谷羽生線の供用開始(行田県土整備事務所)
- 県道上中森鴻巣線の区域変更(行田県土整備事務所)
- 県道川口草加線の供用開始(越谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)

### 規 則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県規則第五十号

埼玉県知事 上 田 清 司

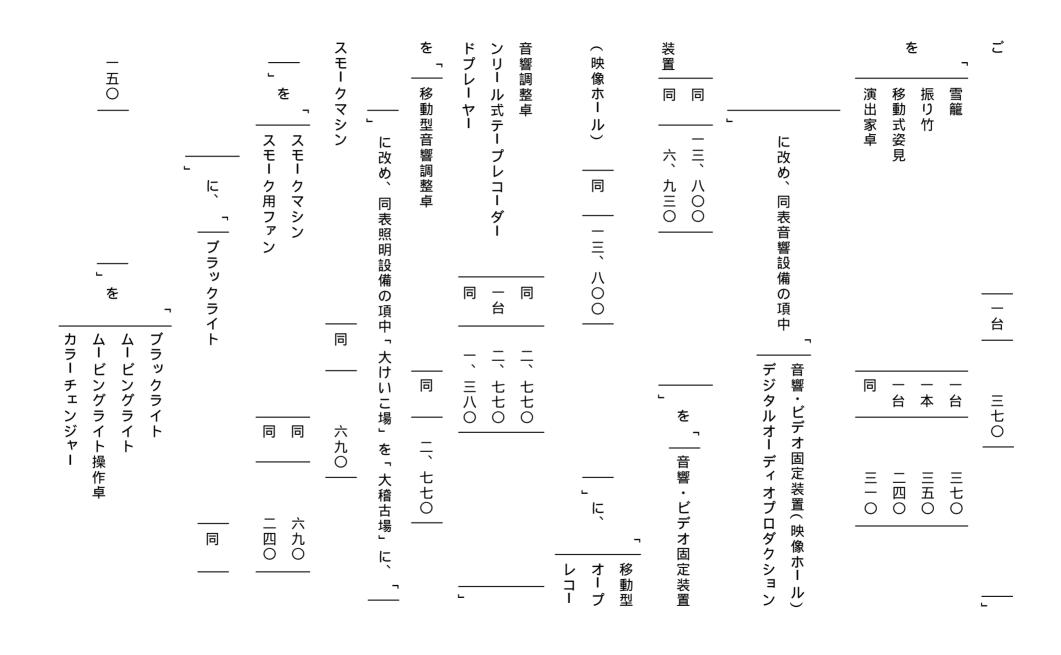
を次のように改正する。 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則 (平成六年埼玉県規則第九十号) の一部 埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

同

íć 「チェロ用椅子」 コントラバス用い ľ 「演奏者用いす」を「演奏者用椅子」に、 ਰ ਹ を「コントラバス用椅子」 ĺĆ \_ チェロ用いす」 平台

台

'n		二、〇七〇				大ホール)		<u></u> 同同	三 四 五 五 五 〇 〇 〇 〇	
——		<u>O</u>		に、 同同	文字幕(大ホール)		 同 枚 台 式 	四 二 五 〇 〇		
 = - +	O 五 五 七 O O O		- を <u>-</u> 同	(大けいこ場)(小ホール)	Ü		四 - 四 二 五 五 〇 〇		ا <u>ر</u> 	 陰 段
五〇		に、 一 ス 吸 の カ 音	(小ホール)		 同	= ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;		 _ を	 上 県 敷 旗 き ( ー	
に、「   雪か	を   スクリーン ( 小ホー	同(大けいこ場)スクリーン(小ホール)吸音幕(大練習室)	同	同 二、〇七〇	I, 0+0	<u></u> を	に、   東西幕(同)   同 (大け	上敷き(一四・五メートル)つり看板	上敷き(一四・五メートル)	台



附寸	( 横 河 S	3 8 0 1 0 0		   を「 ポ  ポ	
則	横河SLP810)	同 同 同		- イザー ポジテ	五、二 一五〇三六〇
	同	- 、 三 八 〇	に改め、同表:	ポジティフオルガン	0 0 0 0
	ニ、セセ〇	同ス同りして	同表映像設備の項中	同	
	スクリー	ン を 含 む。 			に 改 め、
	七七〇   スクリーンを含む。	を  スラ	同 (横河VIPスライド映写機 (横河SLP八ミリ映写機	<u></u> =	同表ピアノ等の項中
	に改める。	スライド映写機	横 横 河 V S I P	六 〇 同	の 項 中 <u></u>

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第千八号

において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課 たので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用す 鳩ヶ谷市から鳩ヶ谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受け

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千九号

課において縦覧に供する。 する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生 けたので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用 ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千十号

において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 四郎から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条 は、平成二十三年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸 平成二十二年埼玉県告示第千百三十九号で公示した公共測量(出来形確認測量)

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千十一号

十四条第三項の規定により公示する。 で、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第 十三日終了した旨測量計画機関の長である北本市長石津賢治から通知を受けたの 位装置搭載のRC三十による撮影)、撮影縮尺一万分の一)は、平成二十一年三月 平成二十一年埼玉県告示第九十五号で公示した公共測量(空中写真撮影(直接定

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千十二号

おいて準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 光から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に は、平成二十三年三月二十五日終了した旨測量計画機関の長である宮代町長庄司博 平成二十二年埼玉県告示第千四百六十一号で公示した公共測量(空中写真撮影)

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県立上尾特別支援学校ほか25校で使用する電気 予定使用電力量5,410,100キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高 砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 平成23年7月13日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社エネット 東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号
- 5 落札金額 128,817,770 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成23年5月27日

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十二号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十三年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十三年八月二十六日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 飯能寄居線

三 道路の区域

新	IΒ	旧 新 別
一地先まで町大字葛貫字新田前一一〇八番	九三二番地先から入間郡毛呂山日高市大字北平沢字武藤ヶ谷戸	区間
- 七五・〇〇	- 五・五〇~	敷地の幅員
- 四五五 五 ・〇〇		(メートル)
整備工事	地方特定道路(改築)	備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十三年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十三年八月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

熊 谷 羽 生 線	路線名
番一地先まで同市大字和田字両判一五二四番一地先から	区間
午前十時平成二十三年八月二十六日	供用開始の期日
延長一〇三・九九メートル	備考

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十二号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十三年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十三年八月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

		旧
新	旧	新
		別
三六番地先	行田市富士見町二丁目	区間
七・五〇~	七 五 〇	(メートル)敷地の幅員
	9	(メートル)
	工事に伴う迂回道路構が行う武蔵水路改築独立行政法人水資源機	備考

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十三年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路

平成二十三年八月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

供用開始である。			
告示第二号で変更した区域の			
埼玉県越谷県土整備事務所長	_	ら同市吉町五丁目一一二三番地先まで	り 正 重 カ 糸
平成二十年一月二十二日付け	平龙二十三丰乀目二十六日	草加市吉町五丁目一一三五番一地先か	
埼玉県告示第百三十四号及び			
平成十四年一月二十九日付け			
備考	供用開始の期日	供用開始の区間	路線名

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年八月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一許可番号

平成二十三年八月十九日

指令越建セ第二二〇〇六〇一号

一 検査済証番号

平成二十三年八月二十三日

越建セ第二〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野字前田五百三十七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼 玉 県北葛飾郡杉戸町清地六―一九― メ ゾ ン 工  $\vdash$ ワ ル **II** <u>-</u>10 =

島村 美智夫